

様式第8（第5条関係）

（ 年 月 日作成）

預託等取引業者名

所在地

電話番号

代表者の役職名・氏名

印

事業年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

業務及び財産に関する書類

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律第6条の規定により閲覧に供する書類）

I 業務の概況

1 会社の目的等

（1）会社の目的

--

（2）業務の内容

--

（記載上の注意）

- 1 「会社の目的」には、当事業年度末現在の定款に記載された目的を記載すること。
- 2 「業務の内容」には、「会社の目的」に記載された目的のうち、現に行っている業務を記載すること。
- 3 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）以外の者は、記載を省略することができる。

2 会社の概要

- （1）公開会社に該当するか否か。 （ 該当 ・ 非該当 ）
発行している株式が譲渡制限株式に該当するか否か。 （ 該当 ・ 非該当 ）

（記載上の注意）

- 1 「公開会社」とは、会社法第2条第5号に定める株式会社をいう。この様式におい

て、以下同じ。

- 2 「譲渡制限株式」とは、会社法第2条第17号に定める株式会社の株式をいう。
- 3 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

(2) 大会社に該当するか否か。 (該当 ・ 非該当)

「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」における当事業年度末現在の資本金額及び負債合計額

資本金額 () 円 負債合計額 () 円

(記載上の注意)

- 1 「大会社」とは、会社法第2条第6号に定める株式会社をいう。
- 2 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

(3) 会社の機関

①機関構成

- ・ 株主総会
- ・ 取締役 () 名
- ・ 代表取締役 () 名
- ・ 取締役会 (設置 ・ 非設置)
- ・ 監査役 () 名
- ・ 監査役会 (設置 ・ 非設置)
- ・ 監査委員会 (設置 ・ 非設置)
- ・ 執行役 () 名
- ・ 会計参与 () 名
- ・ 会計監査人 (設置 ・ 非設置)

(記載上の注意)

株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

②株主総会決議事項の要旨

開催年月日	決議事項

(記載上の注意)

- 1 当事業年度に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
- 2 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

③取締役会決議事項の要旨（取締役会非設置会社を除く。）

開催年月日	決 議 事 項

（記載上の注意）

- 1 当事業年度に係る定期及び臨時取締役会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
- 2 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

④監査役会又は監査委員会の開催年月日及び決議事項の要旨（監査役会非設置会社又は監査委員会非設置会社を除く。）

開催年月日	決 議 事 項

（記載上の注意）

- 1 当事業年度に係る定期及び臨時の監査役会又は監査委員会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
- 2 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

（４） 所有の状況

- ・ 同族会社に該当するか否か。 （ 該当 ・ 非該当 ）
- ・ 一人会社に該当するか否か。 （ 該当 ・ 非該当 ）

（記載上の注意）

- 1 「同族会社」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第10号に定める会社をいう。
- 2 「一人会社」とは、株主が1名だけの株式会社をいう。
- 3 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

（５） 会社の監査

①外部監査に関する事項

- イ 外部監査の義務の有無 （ 有 ・ 無 ）
- ロ 当該義務の根拠となる法令 例：会社法に基づく監査 等

--

ハ 外部監査の実施の有無 (有 ・ 無)

○ ハにおいて、「有」の場合

- ・ 監査の種類 例：会社法に基づく監査 等

--

- ・ 当事業年度の監査報告書を添付すること。 (監査報告書添付欄参照)

● ハにおいて、「無」の場合

任意監査の実施の有無 (有 ・ 無)

○ 「有」の場合

- ・ 任意監査を受けた最初の決算期 (年 月期)
- ・ 当事業年度の監査報告書を添付すること。 (監査報告書添付欄参照)

● 「無」の場合

- ・ 任意監査の予定の有無 (有 ・ 無)
- ・ 任意監査を受ける予定の決算期 (年 月期)

②内部監査に関する事項

内部監査の実施の有無 (有 ・ 無)

○ 「有」の場合

- ・ 内部監査の範囲を限定 (会社法第 389 条第 1 項に基づき監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することをいう。) しているか否か。
(限定 ・ 非限定)
- ・ 当事業年度の監査報告書を添付すること。 (監査報告書添付欄参照)

● 「無」の場合

- ・ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算書類 (会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類をいう。「I 業務の概況」において、以下同じ。) を作成した旨を注記すること。

--

(記載上の注意)

株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

※ なお、会社法に基づく当事業年度の事業報告及び計算書類並びにそれぞれに係る附属明細書を添付すること。

(事業報告及び計算書類並びにそれぞれに係る附属明細書添付欄参照)

3 関係会社等の概要

関係会社等の名称	預託等取引業者との関係	議決権等の所有割合 (%)	主な事業内容	取引の内容

(記載上の注意)

- 1 関係会社（会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 25 号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）等との間で取引を行っている場合について記載すること。関係会社等との間で該当する取引がない場合には「該当なし」と記載すること。
- 2 「預託等取引業者との関係」の欄には、親会社（会社法第 2 条第 4 号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）、子会社（会社法第 2 条第 3 号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）、関連会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 21 号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。
- 3 「議決権等の所有割合」の欄には、当事業年度末現在における所有割合を記載すること。
- 4 「主な事業内容」の欄には、定款に記載された目的のうち、現に行っている主要な業務を記載すること。
- 5 「取引の内容」の欄には、預託等取引業者との間で行っている取引の内容を記載すること。
- 6 役員又は主要株主等との間で取引を行っている場合には、当該役員又は主要株主等についても記載を要するものとする。ただし、「主な事業内容」の欄には記載を要しない。

4 業務の内容

(1) 取引の状況

種 類	細 目	預託者数 (人)	預託等取引 契約の件数 (件)	預託等取引 契約の残高 (円)	預託等取引 契約の数量 (単位：)
(令第1条第 項第 号)					
(令第1条第 項第 号)					
(令第1条第 項第 号)					

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
- 2 当事業年度末現在における状況について記載すること。
- 3 特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書（括弧書）として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。
- 4 「預託等取引契約の残高」の欄には、「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」における「預かり特定商品及び預かり施設利用権」、「1年以内返済予定の長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」並びに「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」の残高の合計を記載すること。
- 5 「預託等取引契約の数量」の欄には、預託等取引契約に基づき預託者より預かっている特定商品又は管理している施設利用権の合計数量を記載し、当該預かり特定商品又は預かり施設利用権の種類に応じた適切な単位を付すこと。

(2) 売上高の推移

(単位： 円、%)

区 分	第 期 (前々事業年度)		第 期 (前事業年度)		第 期 (当事業年度)	
	売上高	売 上 比 率	売上高	売 上 比 率	売上高	売 上 比 率
預託等取引契約に係る事業 (預託等事業)						
預託等取引契約に係る事業以 外の事業 (その他事業)						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
- 2 「預託等取引契約に係る事業 (預託等事業)」とは、法第2条に定める「預託等取引契約」に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理することを業として行う預託等取引業者の事業を総称したものをいう。なお、当該事業には、預託等取引契約の目的とするために顧客に特定商品又は施設利用権を販売する (購入させる) 取引が含まれる。
- 3 「預託等取引契約に係る事業 (預託等事業)」及び「預託等取引契約に係る事業以外の事業 (その他事業)」の区分に分けて記載すること。
- 4 最近3事業年度 (当事業年度の前2事業年度及び当事業年度。ただし、事業年度が6月の者は、最近6事業年度。この様式において、以下同じ。) の売上高及び売上比率を示すこと。また、6事業年度について示す場合には、連続する3事業年度ごとに分けて示すことができる。
- 5 (1) 取引の状況において、特定商品又は施設利用権の種類 (細目) が複数ある場合には、その特定商品又は施設利用権の種類 (細目) ごとに預託等事業の売上高及び売上比率を記載すること。
- 6 「預託等取引契約に係る事業 (預託等事業)」の「売上高」の欄には、「Ⅱ 財産の状況」の「2 損益計算書 (2) -① 損益計算書 (預託等取引契約に係る事業 (預託等事業))」における「Ⅰ 売上高」の合計金額を記載すること。「預託等取引契約に係る事業以外の事業 (その他事業)」の「売上高」の欄には、「Ⅱ 財産の状況」の「2 損益計算書 (3) -① 損益計算書 (預託等取引契約にかかる事業以外の事業 (その他事業))」における「Ⅰ 売上高」の合計金額を記載すること。いずれも一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には「-」

と記載すること。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値を表示する際には「売上高」の欄に「0」と記載することとし、単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

7 「売上比率」の欄には、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを表示すること。

8 事業内容の変更がある場合には、その旨脚注すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

監査報告書添付欄
(消印してはならない)

(備考)

外部監査及び内部監査の両方を受けている場合には、この順序で添付すること。

事業報告及び計算書類並びに
それぞれに係る附属明細書添付欄
(消印してはならない)

(備考)

事業報告、事業報告に係る附属明細書、計算書類及び計算書類に係る附属明細書を、この順序で添付すること。

II 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：円、%)

科目	種別	期日		第 期 (前々事業年度) (年 月 日)		第 期 (前事業年度) (年 月 日)		第 期 (当事業年度) (年 月 日)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
資 産 の 部									
I 流動資産									
	(1) 現金及び預金	×××		×××		×××		×××	
	(2) 受取手形	×××		×××		×××		×××	
	(3) 売掛金	×××		×××		×××		×××	
	(4) リース債権	×××		×××		×××		×××	
	(5) リース投資資産	×××		×××		×××		×××	
	(6) 有価証券	×××		×××		×××		×××	
	(7) 商品及び製品	×××		×××		×××		×××	
	(8) 原材料及び貯蔵品	×××		×××		×××		×××	
	(9) 仕掛品	×××		×××		×××		×××	
	(10) 前渡金	×××		×××		×××		×××	
	(11) 特定商品及び施設利用権	×××		×××		×××		×××	
	(12) 前払費用	×××		×××		×××		×××	
	(13) 未収収益	×××		×××		×××		×××	
	(14) 短期貸付金	×××		×××		×××		×××	
	(15) 未収入金	×××		×××		×××		×××	
	(16) 繰延税金資産	×××		×××		×××		×××	
	(17) その他	×××		×××		×××		×××	
	(18) 貸倒引当金	△×××		△×××		△×××		△×××	
II 固定資産									
有形固定資産									
	(1) 建物	×××		×××		×××		×××	
	減価償却累計額	△×××		△×××		△×××		△×××	
	建物(純額)	×××		×××		×××		×××	
	(2) 構築物	×××		×××		×××		×××	
	減価償却累計額	△×××		△×××		△×××		△×××	
	構築物(純額)	×××		×××		×××		×××	

(3) 機械及び装置	×××	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	△×××
機械及び装置 (純額)	×××	×××	×××
(4) 車両運搬具	×××	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	△×××
車両運搬具 (純額)	×××	×××	×××
(5) 工具、器具及び備品	×××	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	△×××
工具、器具及び備品 (純額)	×××	×××	×××
(6) 土地	×××	×××	×××
(7) リース資産	×××	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	△×××
リース資産 (純額)	×××	×××	×××
(8) 建設仮勘定	×××	×××	×××
(9) 長期特定商品及び施設利用権	×××	×××	×××
(10) その他	×××	×××	×××
無形固定資産	×××	×××	×××
(1) ソフトウエア	×××	×××	×××
(2) のれん	×××	×××	×××
(3) リース資産	×××	×××	×××
(4) その他	×××	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××	×××
(1) 投資有価証券	×××	×××	×××
(2) 関係会社株式	×××	×××	×××
(3) 出資金	×××	×××	×××
(4) 関係会社出資金	×××	×××	×××
(5) 長期貸付金	×××	×××	×××
(6) 前払年金費用	×××	×××	×××
(7) 繰延税金資産	×××	×××	×××
(8) リース債権	×××	×××	×××
(9) リース投資資産	×××	×××	×××
(10) その他	×××	×××	×××
(11) 貸倒引当金	△×××	△×××	△×××
Ⅲ 繰延資産	×××	×××	×××
(1) 創立費	×××	×××	×××

(2) 開業費	×××		×××		×××	
(3) 株式交付費	×××		×××		×××	
(4) 社債発行費	×××		×××		×××	
(5) 開発費	×××		×××		×××	
資産合計	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0
負 債 の 部						
I 流動負債	×××		×××		×××	
(1) 支払手形	×××		×××		×××	
(2) 買掛金	×××		×××		×××	
(3) 短期借入金	×××		×××		×××	
(4) 1年以内返済予定の長期借入金	×××		×××		×××	
(5) リース債務	×××		×××		×××	
(6) 未払金	×××		×××		×××	
(7) 未払費用	×××		×××		×××	
(8) 未払法人税等	×××		×××		×××	
(9) 繰延税金負債	×××		×××		×××	
(10) 前受金	×××		×××		×××	
(11) 前受収益	×××		×××		×××	
(12) 預かり特定商品及び預かり施設 利用権	×××		×××		×××	
(13) 1年以内返済予定の長期預かり特 定商品及び預かり施設利用権	×××		×××		×××	
(14) 賞与引当金	×××		×××		×××	
(15) 資産除去債務	×××		×××		×××	
(16) その他	×××		×××		×××	
II 固定負債	×××		×××		×××	
(1) 社債	×××		×××		×××	
(2) 長期借入金	×××		×××		×××	
(3) 長期預かり特定商品及び預かり 施設利用権	×××		×××		×××	
(4) 退職給付引当金	×××		×××		×××	
(5) 繰延税金負債	×××		×××		×××	
(6) のれん	×××		×××		×××	
(7) リース債務	×××		×××		×××	
(8) 資産除去債務	×××		×××		×××	

(9) その他	×××		×××		×××	
負債合計	×××		×××		×××	
純 資 産 の 部						
I 株主資本	×××		×××		×××	
(1) 資本金	×××		×××		×××	
(2) 新株式申込証拠金	×××		×××		×××	
(3) 資本剰余金	×××		×××		×××	
資本準備金	×××		×××		×××	
その他資本剰余金	×××		×××		×××	
(4) 利益剰余金	×××		×××		×××	
利益準備金	×××		×××		×××	
その他利益剰余金	×××		×××		×××	
・ ・ ・ 積立金	×××		×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××		×××	
(5) 自己株式	△×××		△×××		△×××	
(6) 自己株式申込証拠金	×××		×××		×××	
II 評価・換算差額等	×××		×××		×××	
(1) その他有価証券評価差額金	×××		×××		×××	
(2) 繰延ヘッジ損益	×××		×××		×××	
(3) 土地再評価差額金	×××		×××		×××	
III 新株予約権	×××		×××		×××	
純資産合計	×××		×××		×××	
負債純資産合計	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること（会社以外の者は、上記様式に準じて作成すること。）。
- 2 最近3事業年度について記載すること。また、6事業年度について記載する場合には、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる。
- 3 預託等取引契約の締結時において、当該契約期間が1年以内の場合には、当該契約価額を流動資産科目の「特定商品及び施設利用権」に取得価額として計上し、かつ、同契約価額を流動負債科目の「預かり特定商品及び預かり施設利用権」に債務額として計上すること。
- 4 預託等取引契約の締結時において、当該契約期間が1年を超える場合には、当該契約価額を固定資産科目の「長期特定商品及び施設利用権」に取得価額として計上し、かつ、同契約価額を固定負債科目の「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」に債務額として計上すること。
- 5 流動資産科目の「特定商品及び施設利用権」及び固定資産科目の「長期特定商品及び施設利用権」については、種類ごとに区別して計上すること。
- 6 当初、固定負債科目の「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」に計上した債務額のうち、貸借対照表日の翌日から1年以内に契約が満了するものについては、流動負債科目の「1年以内返済予定の長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」に振替を行うこと。
- 7 各有形固定資産に係る減損損失累計額は、減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示すること。
- 8 各無形固定資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額は、各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示すること。
- 9 各繰延資産に対する償却累計額は各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示すること。
- 10 「流動資産」の「その他」、「有形固定資産」の「その他」、「無形固定資産」の「その他」又は「投資その他の資産」の「その他」のうち同一種類の資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、それぞれの資産の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 11 「流動負債」の「その他」又は「固定負債」の「その他」のうち同一の種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の1を超えるものについては、それぞれの負債の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 12 「・・・積立金」については、それぞれの積立金の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。また、「賞与引当金」及び「退職給付引当金」以外の引当金がある場合には、当該引当金の内容を示す適切な名称をもつてそれぞれの引当金の次に順次追加して掲記すること。

- 13 本法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金であつて、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないもの（以下「準備金等」という。）は、固定負債の次に別の区分を設けて表示しなければならない。この場合において、当該準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示すること。なお、この場合には、「Ⅱ 財産の状況」の「4 個別注記表 個別注記表（1）（一般的な注記事項）」の「（記載上の注意）5（注7）貸借対照表等に関する注記 ⑦その他」において、①当該法令の条項、及び②当該準備金又は引当金が1年以内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を表示すること。
- 14 「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。
- 15 「構成比」の欄には、科目ごとに記載することとし、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを表示すること。
- 16 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示すること。
- 17 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示すること。
- 18 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考)

財 務 安 全 指 標

- 1 流動比率 _____ %
- 2 負債比率 _____ 倍
- 3 当座比率 _____ %
- 4 自己資本比率 _____ %

(記載上の注意)

- 1 流動比率 (%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100
- 2 負債比率 (倍) = 負債合計 ÷ 純資産
- 3 当座比率 (%) = 当座資産 ÷ 流動負債 × 100
- 4 「当座資産」は、現金、預金、営業債権 (受取手形、売掛金等)、売買目的有価証券及び1年以内返済予定の債券の合計とすること。
- 5 自己資本比率 (%) = 自己資本 ÷ (負債合計 + 純資産合計) × 100
- 6 「自己資本」は、株主資本及び評価・換算差額等の合計 (純資産合計から新株予約権を差し引いた数値) とすること。
- 7 小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示すること。

(1) - ①損益計算書 (全事業)

(単位： 円、%)

科 目	種 別	第 期 (前々事業年度)		第 期 (前事業年度)		第 期 (当事業年度)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
I	売上高	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0
II	売上原価						
	(1) 商品 (又は製品) 期首たな卸高	×××		×××		×××	
	(2) 当期商品仕入高 (又は当期製品 製造原価)	×××		×××		×××	
	合 計	×××		×××		×××	
	(3) 商品 (又は製品) 期末たな卸高	×××		×××		×××	
	(4) 商品 (又は製品) 売上原価	×××		×××		×××	
	売上総利益 (又は売上総損失)	×××		×××		×××	
III	販売費及び一般管理費						
	(1) 役員報酬	×××		×××		×××	
	(2) 給料及び手当	×××		×××		×××	
	(3) 賞与	×××		×××		×××	
	(4) 賞与引当金繰入額	×××		×××		×××	
	(5) 退職給付費用	×××		×××		×××	
	(6) 法定福利費	×××		×××		×××	
	(7) 福利厚生費	×××		×××		×××	
	(8) 広告宣伝費	×××		×××		×××	
	(9) 貸倒引当金繰入額	×××		×××		×××	
	(10) 旅費交通費	×××		×××		×××	
	(11) 租税公課	×××		×××		×××	
	(12) 減価償却費	×××		×××		×××	
	(13) 支払報酬	×××		×××		×××	
	(14) 交際費	×××		×××		×××	
	(15) 賃借料	×××		×××		×××	
	(16) その他	×××		×××		×××	
	販売費及び一般管理費合計	×××		×××		×××	

営業利益（又は営業損失）	×××	×××	×××
IV 営業外収益			
（1）受取利息	×××	×××	×××
（2）有価証券利息	×××	×××	×××
（3）受取配当金	×××	×××	×××
（4）仕入割引	×××	×××	×××
（5）投資不動産賃貸料	×××	×××	×××
（6）その他	×××	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××	×××
V 営業外費用			
（1）支払利息	×××	×××	×××
（2）社債利息	×××	×××	×××
（3）社債発行費償却	×××	×××	×××
（4）売上割引	×××	×××	×××
（5）その他	×××	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××	×××
VI 特別利益			
（1）固定資産売却益	×××	×××	×××
（2）負ののれん発生益	×××	×××	×××
（3）その他	×××	×××	×××
特別利益合計	×××	×××	×××
VII 特別損失			
（1）固定資産売却損	×××	×××	×××
（2）減損損失	×××	×××	×××
（3）災害による損失	×××	×××	×××
（4）その他	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××
当期純利益（又は当期純損失）	×××	×××	×××

(1) - ② 製造原価報告書 (全事業)

(単位： 円、%)

科 目	種 別	第 期 (前々事業年度) (自 年 月 日 至 年 月 日)		第 期 (前事業年度) (自 年 月 日 至 年 月 日)		第 期 (当事業年度) (自 年 月 日 至 年 月 日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
I	材料費						
	(1) 材料期首たな卸高	×××		×××		×××	
	(2) 当期材料仕入高	×××		×××		×××	
	(3) 材料期末たな卸高	×××		×××		×××	
	材料費合計	×××		×××		×××	
II	労務費						
	(1)	×××		×××		×××	
	(2)	×××		×××		×××	
	労務費合計	×××		×××		×××	
III	経 費						
	(1)	×××		×××		×××	
	(2)	×××		×××		×××	
	経 費合計	×××		×××		×××	
	当期総製造費用	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0
	仕掛品期首たな卸高	×××		×××		×××	
	合 計	×××		×××		×××	
	仕掛品期末たな卸高	×××		×××		×××	
	当期製品製造原価	×××		×××		×××	

(2) - ① 損益計算書 (預託等取引契約に係る事業 (預託等事業))

(単位: 円、%)

科 目	種 別	期 間		第 期		第 期		第 期	
		(前々事業年度)		(前事業年度)		(当事業年度)		(当事業年度)	
		(自 年 月 日 至 年 月 日)		(自 年 月 日 至 年 月 日)		(自 年 月 日 至 年 月 日)		(自 年 月 日 至 年 月 日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
I	売上高	×××	100.0	×××	100.0	×××		×××	100.0
	(1) 特定商品及び施設利用権売上高 (注1)	×××		×××		×××		×××	
	(2) 預託等手数料 (注2)	×××		×××		×××		×××	
	(3) 特定商品及び施設利用権運用損益 (注3)	×××		×××		×××		×××	
II	売上原価								
	(1) 商品 (又は製品) 期首たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	当期商品仕入高 (又は当期製品製造原価) (注4)	×××		×××		×××		×××	
	合 計	×××		×××		×××		×××	
	商品 (又は製品) 期末たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	商品 (又は製品) 売上原価	×××		×××		×××		×××	
	(2) 預託等取引費 (注5)	×××		×××		×××		×××	
	(3) 預託等事業費 (注6)	×××		×××		×××		×××	
	売上総利益 (又は売上総損失)	×××		×××		×××		×××	
III	販売費及び一般管理費 (注7)								
	(1) 役員報酬	×××		×××		×××		×××	
	(2) 給料及び手当	×××		×××		×××		×××	
	(3) 賞与	×××		×××		×××		×××	
	(4) 賞与引当金繰入額	×××		×××		×××		×××	
	(5) 退職給付費用	×××		×××		×××		×××	
	(6) 法定福利費	×××		×××		×××		×××	
	(7) 福利厚生費	×××		×××		×××		×××	
	(8) 広告宣伝費	×××		×××		×××		×××	
	(9) 貸倒引当金繰入額	×××		×××		×××		×××	
	(10) 旅費交通費	×××		×××		×××		×××	
	(11) 租税公課	×××		×××		×××		×××	
	(12) 減価償却費	×××		×××		×××		×××	

(13) 支払報酬	×××	×××	×××
(14) 交際費	×××	×××	×××
(15) 賃借料	×××	×××	×××
(16) その他	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××	×××
Ⅳ 営業外収益	×××	×××	×××
Ⅴ 営業外費用	×××	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××	×××
Ⅵ 特別利益	×××	×××	×××
Ⅶ 特別損失	×××	×××	×××
預託等事業利益（又は損失）	×××	×××	×××

(2) - ② 製造原価報告書 (預託等取引契約に係る事業 (預託等事業))

(単位: 円、%)

科 目	種 別	期 間		第 期		第 期		第 期	
				(前々事業年度)		(前事業年度)		(当事業年度)	
				(自 年 月 日 至 年 月 日)		(自 年 月 日 至 年 月 日)		(自 年 月 日 至 年 月 日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
I	材料費								
	(1) 材料期首たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	(2) 当期材料仕入高	×××		×××		×××		×××	
	(3) 材料期末たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	材料費合計	×××		×××		×××		×××	
II	労務費								
	(1)	×××		×××		×××		×××	
	(2)	×××		×××		×××		×××	
	労務費合計	×××		×××		×××		×××	
III	経 費								
	(1)	×××		×××		×××		×××	
	(2)	×××		×××		×××		×××	
	経 費合計	×××		×××		×××		×××	
	当期総製造費用	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0
	仕掛品期首たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	合 計	×××		×××		×××		×××	
	仕掛品期末たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	当期製品製造原価	×××		×××		×××		×××	

(1) 受取利息	×××	×××	×××
(2) 有価証券利息	×××	×××	×××
(3) 受取配当金	×××	×××	×××
(4) 仕入割引	×××	×××	×××
(5) 投資不動産賃貸料	×××	×××	×××
(6) その他	×××	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××	×××
V 営業外費用			
(1) 支払利息	×××	×××	×××
(2) 社債利息	×××	×××	×××
(3) 社債発行費償却	×××	×××	×××
(4) 売上割引	×××	×××	×××
(5) その他	×××	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××	×××
VI 特別利益			
(1) 固定資産売却益	×××	×××	×××
(2) 負ののれん発生益	×××	×××	×××
(3) その他	×××	×××	×××
特別利益合計	×××	×××	×××
VII 特別損失			
(1) 固定資産売却損	×××	×××	×××
(2) 減損損失	×××	×××	×××
(3) 災害による損失	×××	×××	×××
(4) その他	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
その他事業利益 (又は損失)	×××	×××	×××

(3) - ② 製造原価報告書 (預託等取引契約に係る事業以外の事業 (その他事業))

(単位： 円、%)

科 目	種 別	期 間		第 期 (前々事業年度)		第 期 (前事業年度)		第 期 (当事業年度)	
				(自 年 月 日 至 年 月 日)	(自 年 月 日 至 年 月 日)	(自 年 月 日 至 年 月 日)	(自 年 月 日 至 年 月 日)		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
I	材料費								
	(1) 材料期首たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	(2) 当期材料仕入高	×××		×××		×××		×××	
	(3) 材料期末たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	材料費合計	×××		×××		×××		×××	
II	労務費								
	(1)	×××		×××		×××		×××	
	(2)	×××		×××		×××		×××	
	労務費合計	×××		×××		×××		×××	
III	経 費								
	(1)	×××		×××		×××		×××	
	(2)	×××		×××		×××		×××	
	経 費合計	×××		×××		×××		×××	
	当期総製造費用	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0
	仕掛品期首たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	合 計	×××		×××		×××		×××	
	仕掛品期末たな卸高	×××		×××		×××		×××	
	当期製品製造原価	×××		×××		×××		×××	

(記載上の注意)

第1 一般的事項

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること（株式会社以外の者は、上記様式に準じて作成すること。）。
- 2 最近3事業年度について記載すること。また、6事業年度について記載する場合には、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる。
- 3 損益の状況を正確に判断するために必要な事項を記載すること。
- 4 「販売費及び一般管理費」の「その他」のうち、同一種類の費用でその金額が「販売費及び一般管理費」の合計額の100分の5を超えるもの、並びに「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」及び「特別損失」の「その他」のうち、同一種類の費用又は収益でその金額がその属する表示区分の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれの費用又は収益の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 5 「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。
- 6 「構成比」の欄には、損益計算書には科目ごとに売上高を100としたものを、製造原価報告書には科目ごとに当期総製造費用を100としたものを記載することとし、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを表示すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

第2 個別事項

- 1-① 損益計算書（全事業）
通常の決算手続を経て確定した損益計算書の内容を記載すること。
- 1-② 製造原価報告書（全事業）
 - (1) 通常の決算手続を経て確定した製造原価報告書の内容を記載すること。
 - (2) 「Ⅱ 労務費」及び「Ⅲ 経費」に区分される費用については、費用の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。
- 2-① 損益計算書（預託等取引契約に係る事業（預託等事業））
 - (1) 「預託等取引契約に係る事業（預託等事業）」（以下「預託等事業」という。）

とは、法第2条に定める「預託等取引契約」に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理することを業として行う預託等取引業者の事業を総称したものをいう。なお、預託等事業には、当該預託等取引契約の目的とするために顧客に当該特定商品又は施設利用権を販売する（購入させる）取引が含まれる。

- (2) この損益計算書には、預託等事業のみを表示すること。
- (3) 「特定商品及び施設利用権売上高」、「預託等手数料」、「特定商品及び施設利用権運用損益」、「商品（又は製品）期首たな卸高」、「当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）」、「商品（又は製品）期末たな卸高」、「商品（又は製品）売上原価」、「預託等取引費」及び「預託等事業費」については、特定商品及び施設利用権の種類ごとに区別して表示すること。
- (注1) 「特定商品及び施設利用権売上高」には、預託等取引業者が預託等取引契約の目的とするために顧客に販売した（購入させた）特定商品及び施設利用権の売上高を計上すること。
- (注2) 「預託等手数料」には、預託等取引契約に基づいて、預託者から受け取った収益（手数料等）を計上すること。
- (注3) 「特定商品及び施設利用権運用損益」には、預託等取引業者が預託を受けた特定商品又は管理する施設利用権の運用によって損益が発生した場合における当該損益を計上すること。
- (注4) 「当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）」には、預託等取引契約の目的とするために顧客に販売した（購入させた）特定商品及び施設利用権を再売買（預託者からの買取り）した場合の当該仕入高も含めて計上すること。
- (注5) 「預託等取引費」には、預託等取引契約に基づいて、預託者に支払った費用（預託者へ供与した財産上の利益）を計上すること。なお、供与した財産上の利益が金銭である場合には当該支払額を、供与した財産上の利益が金銭以外の場合には当該財産上の利益に相当する当該財産の帳簿価額（当該財産上の利益を供与した日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額）を計上すること。
- (注6) 「預託等事業費」には、預託等事業に関連して、預託等取引業者が預託者以外の第三者に支払った費用を計上すること。
- (注7) 預託等事業及びそれ以外の事業（以下「その他事業」という。）に共通の費用がある場合には、合理的な方法として判断し採用した配賦基準（売上高、人件費又は製造間接費等）及び当該基準を採用した理由を脚注すること。

2-② 製造原価報告書（預託等取引契約に係る事業（預託等事業））

- （1）この製造原価報告書には、預託等事業のみを表示すること。
- （2）「Ⅱ 労務費」及び「Ⅲ 経費」に区分される費用については、費用の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。
- （3）特定商品及び施設利用権の種類ごとに区別して表示すること。

3-① 損益計算書（預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業））

- （1）この損益計算書には、その他事業のみを表示すること。
- （2）預託等事業とその他事業に共通の費用がある場合には、合理的な方法として判断し採用した配賦基準（売上高、人件費又は製造間接費等）及び当該基準を採用した理由を脚注すること。

3-② 製造原価報告書（預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業））

- （1）この製造原価報告書には、その他事業のみを表示すること。
- （2）「Ⅱ 労務費」及び「Ⅲ 経費」に区分される費用については、費用の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(単位：円、%)

科 目	期 間		第 期	第 期	第 期
			(前々事業年度)	(前事業年度)	(当事業年度)
	(自	年 月 日	(自	年 月 日	(自
	至	年 月 日)	至	年 月 日)	至
	年 月 日)		年 月 日)		年 月 日)
株主資本					
資本金					
当期首残高		×××		×××	
当期変動額					
新株の発行		×××		×××	
.....		×××		×××	
当期変動額合計		×××		×××	
当期末残高		×××		×××	
資本剰余金					
資本準備金					
当期首残高		×××		×××	
当期変動額					
新株の発行		×××		×××	
.....		×××		×××	
当期変動額合計		×××		×××	
当期末残高		×××		×××	
その他資本剰余金					
当期首残高		×××		×××	
当期変動額					
.....		×××		×××	
当期変動額合計		×××		×××	
当期末残高		×××		×××	
資本剰余金合計					
当期首残高		×××		×××	
当期変動額					
新株の発行		×××		×××	
.....		×××		×××	
当期変動額合計		×××		×××	

当期末残高	×××	×××	×××
利益剰余金			
利益準備金			
当期末残高	×××	×××	×××
当期変動額			
剰余金の配当	△×××	△×××	△×××
.....	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
その他利益剰余金			
・・・積立金			
当期末残高	×××	×××	×××
当期変動額			
.....	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
繰越利益剰余金			
当期末残高	×××	×××	×××
当期変動額			
剰余金の配当	△×××	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
利益剰余金合計			
当期末残高	×××	×××	×××
当期変動額			
剰余金の配当	△×××	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
自己株式			
当期末残高	△×××	△×××	△×××
当期変動額			

自己株式の処分	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	△×××	△×××	△×××
株主資本合計			
当期首残高	×××	×××	×××
当期変動額			
新株の発行	×××	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	×××	×××	×××
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益			
当期首残高	×××	×××	×××
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
土地再評価差額金			
当期首残高	×××	×××	×××
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計			
当期首残高	×××	×××	×××

当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
新株予約権			
当期首残高	×××	×××	×××
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××
純資産合計			
当期首残高	×××	×××	×××
当期変動額			
新株の発行	×××	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	×××
・・・・・・・・・・・・・・・・	×××	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること(株式会社以外の者は、上記様式に準じて作成すること)。
- 2 最近3事業年度について記載すること。また、6事業年度について記載する場合には、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる。
- 3 変動事由及び金額の記載は、おおむね「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」における記載の順序によること。
- 4 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を変動事由ごとに記載することができる。
- 5 「その他利益剰余金」は、科目ごとの記載に代えて「その他利益剰余金」の合計額を当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 「評価・換算差額等」は、科目ごとの記載に代えて「評価・換算差額等」の合計額を当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 7 「資本剰余金」、「利益剰余金」、「評価・換算差額等」及び「純資産合計」の各合計欄の記載は省略することができる。
- 8 遡及適用及び修正再表示(以下「遡及適用等」という。)を行つた場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
- 9 「・・・積立金」については、それぞれの積立金の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。
- 10 「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること(合計欄も同様)。
- 11 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

個 別 注 記 表 (1) (一 般 的 な 注 記 事 項)

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 会計方針の変更に関する注記
- 4 表示方法の変更に関する注記
- 5 会計上の見積りの変更に関する注記
- 6 誤謬の訂正に関する注記
- 7 貸借対照表等に関する注記
- 8 損益計算書に関する注記
- 9 株主資本等変動計算書に関する注記
- 10 税効果会計に関する注記
- 11 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 12 金融商品に関する注記
- 13 賃貸等不動産に関する注記
- 14 関連当事者との取引に関する注記
- 15 一株当たり情報に関する注記
- 16 重要な後発事象に関する注記
- 17 その他の注記

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
- 2 記載すべき注記事項は、預託等取引業者が会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に定める株式会社をいう。この様式において、以下同じ。）に該当するか否か、公開会社に該当するか否かにより、以下のように異なる。ただし、株式会社以外の者は、該当しない事項についての注記を省略することができる。その場合には、「該当なし」と記載すること。なお、「株式譲渡制限会社」とは、非公開会社、すなわち、全ての株式の譲渡を制限している株式会社のことをいう。

注 記 項 目	株 式 会 社		
	会計監査人 設置会社	会計監査人非設置会社	
		公開会社	株式譲渡 制限会社
1 継続企業の前提に関する注記	○	△	△
2 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	○
3 会計方針の変更に関する注記	○	○	○
4 表示方法の変更に関する注記	○	○	○
5 会計上の見積りの変更に関する注記	○	△	△
6 誤謬の訂正に関する注記	○	○	○
7 貸借対照表等に関する注記	○	○	△
8 損益計算書に関する注記	○	○	△
9 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○
10 税効果会計に関する注記	○	○	△
11 リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	△
12 金融商品に関する注記	○	○	△
13 賃貸等不動産に関する注記	○	○	△
14 関連当事者との取引に関する注記	○	○	△
15 一株当たり情報に関する注記	○	○	△
16 重要な後発事象に関する注記	○	○	△
17 その他の注記	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載が必要、△・・・記載は任意

- 3 「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載す

ることとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

4 「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」、「2 損益計算書」又は「3 株主資本等変動計算書」の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。

5 上記に掲げた個別注記事項の記載に当たっては、以下の要領に従って、記載すること。

(注1) 継続企業の前提に関する注記

事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)に注記する。この場合、次に掲げる事項を記載する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策（少なくとも当事業年度の末日の翌日から1年以内に講じるもの）
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響が計算書類（「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」、「2 損益計算書」、「3 株主資本等変動計算書」及び「4 個別注記表」をいう。この様式において、以下同じ。）に反映しているか否かの別

(注2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(注3) 会計方針の変更に関する注記

一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会計監査人設置会社以外の預託等取引業者は、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 遡及適用をした場合には、当事業年度の期首における純資産額に対する

影響額

- ④ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 計算書類の主な項目に対する影響額
 - ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

(注4) 表示方法の変更に関する注記

一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

(注5) 会計上の見積りの変更に関する注記

会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨及びその理由）

(注6) 誤謬の訂正に関する注記

誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(注7) 貸借対照表等に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

- ① 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
 - イ 資産が担保に供されていること。
 - ロ イの資産の内容及びその金額
 - ハ 担保に係る債務の金額
- ② 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これ

らに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

- ③ 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額
- ④ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- ⑤ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
- ⑥ 預託等取引業者の親会社株式の各表示区分別の金額
- ⑦ その他

(注8) 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載する。

(注9) 株主資本等変動計算書に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

- ① 当事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定める株式会社をいう。この様式において、以下同じ。）は、種類ごとの発行済株式の数）
- ② 当事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社は、種類ごとの自己株式の数）
- ③ 当事業年度中に行つた剰余金の配当（当事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に定める基準日が当事業年度のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
 - イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 - ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
- ④ 当事業年度の末日において預託等取引業者が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該預託等取引業者の株式の数（種類株式発行会社は、種類及び種類ごとの数）

(注10) 税効果会計に関する注記

次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因を記載する。

- ① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
- ② 繰延税金負債

(注 11) リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引の借主である預託等取引業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項を記載する。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合には、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

- ① 当事業年度の末日における取得原価相当額
- ② 当事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- ③ 当事業年度の末日における未経過リース料相当額
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

(注 12) 金融商品に関する注記

次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項

(注 13) 賃貸等不動産に関する注記

次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

(注 14) 関連当事者との取引に関する注記

預託等取引業者と関連当事者（会社計算規則第 112 条第 4 項に定める者をいう。この様式において、以下同じ。）との間に取引（当該預託等取引業者と第三者との間の取引で当該預託等取引業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものを記載する。ただし、会計監査人設置会社以外は、④から⑥まで及び⑧に掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項
 - イ その名称
 - ロ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める預託等取引業者が有する議決権の数の割合
 - ハ 当該預託等取引業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

- ② 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - イ その氏名
 - ロ 当該預託等取引業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- ③ 当該預託等取引業者と当該関連当事者との関係
- ④ 取引の内容
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
- ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑦ 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度の末日における残高
- ⑧ 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、上記に定める注記を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ ①及び②に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

関連当事者との取引に関する注記は、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(注 15) 一株当たり情報に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

- ① 一株当たりの純資産額
- ② 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
- ③ 預託等取引業者が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して①及び②に掲げる額を算定したときは、その旨

(注 16) 重要な後発事象に関する注記

当該預託等取引業者の当事業年度の末日後、当該預託等取引業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象を記載する。

(注 17) その他の注記

注1から注16までに掲げるもののほか、「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」、「2 損益計算書」及び「3 株主資本等変動計算書」により預託等取引業者の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

個別注記表 (2) (特定商品及び施設利用権に関する注記事項)

① 特定商品及び施設利用権の評価基準及び評価方法 (重要な会計方針に係る事項)

特定商品及び施設利用権		評価基準及び評価方法
種類	細目	
(令第1条第 項第 号)		
(令第1条第 項第 号)		

② 特定商品及び施設利用権の状況

特定商品及び施設利用権		特性に応じたリスク、運用方針及び管理体制等
種類	細目	
(令第1条第 項第 号)		
(令第1条第 項第 号)		

③ 特定商品及び施設利用権の時価等

(単位: 円)

特定商品及び施設利用権		流動・固定 の別	貸借対照表 計上額	時価	差額
種類	細目				
(令第1条第 項第 号)		流動資産			
		固定資産			
(令第1条第 項第 号)		流動資産			
		固定資産			

④ 時価の算定方法

特定商品及び施設利用権		時価の算定方法
種類	細目	
(令第1条第 項第 号)		
(令第1条第 項第 号)		

(記載上の注意)

第1 一般的事項

特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるよう記載することとし、内書(括弧書)として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。

第2 個別事項

① 特定商品及び施設利用権の評価基準及び評価方法(重要な会計方針に係る事項)

特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに、評価基準及び評価方法を記載すること。

② 特定商品及び施設利用権の状況

特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに、その特性に応じたリスク(固有の滅失若しくは毀損のリスク)、運用を予定している場合にはその運用方針及び管理体制等について記載することとし、運用を予定していない場合にはその旨脚注すること。なお、「特性に応じたリスク(固有の滅失若しくは毀損のリスク)」とは、例えば、特定商品が貴金属等の場合には盗難等、生物資産の場合には死亡、枯死又は腐敗等、施設利用権の場合には発行会社の経営状況の悪化等が考えられる。また、「管理体制等」には、特定商品及び施設利用権の特性に応じたリスクの減殺方法並びに保管体制等が含まれるものとする。

③ 特定商品及び施設利用権の時価等

(1) 特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに、「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」において表示している「特定商品及び施設利用権」(流動)と「長期特定商品及び施設利用権」(固定)とを区別し、貸借対照表計上額、時価及びその差額を記載すること。

(2) 「流動・固定の別」とは、流動資産科目の「特定商品及び施設利用権」及び固定資産科目の「長期特定商品及び施設利用権」の別を意味している。

(3) 「貸借対照表計上額」及び「時価」の欄は、「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」の貸借対照表日と同一時点で記載すること。なお、時価とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

④ 時価の算定方法

- (1) 特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに、③に記載した「時価」の算定方法を記載すること。
- (2) 市場価格に基づき算定した場合には当該市場の名称及びその取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定した場合には当該算定方法を記載すること（時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を記載すること）。

- 1 特定商品及び施設利用権の明細
- 2 投資の明細
- 3 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 4 預かり特定商品及び預かり施設利用権の明細
- 5 借入金等の明細
- 6 関係会社等との取引の明細
- 7 引当金の明細
- 8 当事業年度に係る役員の報酬等の総額の明細

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
- 2 各事業年度の株式会社の計算書類に係る附属明細書には、上記に掲げる事項のほか、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。ただし、株式会社以外の者は、該当しない事項の記載を省略できる。その場合には、「該当なし」と記載すること。
- 3 「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。
- 4 比率に係る事項については、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを表示すること。

1 特定商品及び施設利用権の明細

(1) 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の明細

【表1】 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の総括表

(単位： 円)

流動・ 固定の別	種 類	細 目	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高
流動資産	(令第1条第 項第 号)		()	()	()	()
固定資産	(令第1条第 項第 号)		()	()	()	()
合 計						

【表2】 特定商品及び施設利用権の運用状況表

(単位： 円)

流動・ 固定の別	科 目	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高
流動資産		()	()	()	()
固定資産		()	()	()	()
合 計					

(記載上の注意)

【表1】 について

- 1 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書(括弧書)として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。
- 2 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量並びに特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を内書(括弧書)として記

載すること。

- 3 「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減事由を「預託等取引契約の締結による増加」、「預託等取引契約の満了による減少」又は「他資産への運用による減少」等のように脚注すること。
- 4 減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
- 5 特定商品及び施設利用権の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
- 6 特定商品及び施設利用権について運用を行っていない場合には、特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとにその旨を脚注すること（この場合には【表2】の作成は不要。）。

【表2】について

- 1 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権について、他の資産に運用している場合（すでに運用していた資産を、さらに別の資産に運用している場合を含む。）に記載すること。
- 2 「科目」の欄には、「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」において、預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の運用後の資産を表示している科目（例えば、「商品」、「仕掛品」等の科目）を記載すること。
- 3 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量及び資産の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
- 4 「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減の事由を「他資産からの運用による増加」又は「他資産への運用による減少」等のように脚注すること。
- 5 減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
- 6 資産の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
- 7 運用元となつた特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに「特定商品及び施設利用権」計上時の契約価額を脚注すること。

(2) 預託等取引契約の目的となっていない特定商品及び施設利用権の明細

【表1】 預託等取引契約の目的となっていない特定商品及び施設利用権の総括表

(単位： 円)

種 類	細 目	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高	科 目
(令第1条第 項第 号)		()	()	()	()	
(令第1条第 項第 号)		()	()	()	()	
(令第1条第 項第 号)		()	()	()	()	
合 計						

【表2】 科目別総括表

(単位： 円)

科 目	種 類	細 目	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高
	(令第1条第 項第 号)		()	()	()	()
	(令第1条第 項第 号)		()	()	()	()
	(令第1条第 項第 号)		()	()	()	()
合 計						

(記載上の注意)

【表1】 について

- 1 預託等取引契約の目的となっていない特定商品及び施設利用権（すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫）の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書（括弧書）として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載するこ

と。

- 2 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量並びに特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
- 3 「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減事由を「当期仕入高による増加」若しくは「預託等取引契約の満了による再売買（預託者からの買取り）による増加」等、又は「預託等取引契約の締結による減少」等のように脚注すること。
- 4 減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
- 5 特定商品及び施設利用権の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
- 6 「科目」の欄には、預託等取引契約の目的となっていない特定商品及び施設利用権（すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫）が「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」において現に表示されている科目（例えば、「商品」、「仕掛品」等の科目）を記載すること。

【表2】について

- 1 【表1】に記載した科目の内訳を記載すること。ただし、預託等取引契約の目的となっている特定商品及び施設利用権と異なる種類のものについては記載を要しない。
- 2 「科目」の欄には、【表1】についての（記載上の注意）6と同様の内容を記載すること。
- 3 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量及び資産の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
- 4 「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減の事由を「当期仕入高による増加」若しくは「預託等取引契約の満了による再売買（預託者からの買取り）による増加」等、又は「預託等取引契約の締結による減少」等のように脚注すること。
- 5 減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
- 6 資産の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。

2 投資の明細

(単位： 円)

区 分	投資先	保有目的 区 分	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	減 損 (評価損)	期 末 残 高	時 価 (実質価額)
投資有価証券								
関係会社株式	()							
出資金								
関係会社出資金	()							
合 計								

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある投資有価証券、関係会社株式、出資金及び関係会社出資金等について作成すること。
- 2 「投資先」の欄には、投資先の名称を記載すること。ただし、関係会社株式及び関係会社出資金については、これに加えて内書（括弧書）として、親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。
- 3 「保有目的区分」の欄には、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式若しくは関連会社株式又はその他有価証券の分類を記載すること。
- 4 「減損（評価損）」及び「時価（実質価額）」の欄には、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）の有価証券（株式その他の出資証券及び公社債等）の分類に従い算定された価額を記載すること。
- 5 区分ごとにまとめて、時価の算定方法を脚注すること。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を脚注すること。

3 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位： 円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産					()			
					()			
	計				()			
無形固定資産					()			
					()			
	計				()			

(記載上の注意)

- 「期首帳簿価額」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によつて記載し、期末帳簿価額と減価償却累計額の合計額を「期末取得原価」の欄に記載すること。
- 有形固定資産若しくは無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は有形固定資産若しくは無形固定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、「期首帳簿価額」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。この場合には、その旨を脚注として記載すること。
- 当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額については「減価償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載すること。
- 合併、会社分割、事業の譲受け又は譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があつた場合には、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注すること。
- 投資その他の資産に減価償却資産が含まれている場合には、当該資産についても記載することが望ましい。この場合には、表題を「有形固定資産及び無形固定資産(投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。)の明細」等に適宜変更すること。

4 預かり特定商品及び預かり施設利用権の明細

【表1】

(単位： 円)

流動・ 固定の別	区 分	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高
流動負債	預かり特定商品及び 預かり施設利用権	()	()	()	()
	1年以内返済予定の 長期預かり特定商品 及び預かり施設利用権	()	()	()	()
固定負債	長期預かり特定商品 及び預かり施設利用権	()	()	()	()

【表2】契約満了スケジュール

(単位： 円)

1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超

(記載上の注意)

【表1】について

- 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量並びに特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を内書(括弧書)として記載すること。
- 「当期増加額」の欄には、当期に締結した預託等取引契約に基づき預託等取引業者が預託者から預託を受けることを約した特定商品又は管理することを約した施設利用権の契約価額を帳簿価額としてその総額を記載すること。
- 「当期減少額」の欄には、当期に契約が満了となる預託等取引契約に基づき預託等取引業者から預託者へ返済した金銭の総額又は返還した財産に相当する価額である帳簿価額(当該資産を返還した日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額を記載すること。

【表2】について

「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」については、貸借対照表日後5年以内に契約が満了となる預託等取引契約に係る債務の1年ごとの総額及び貸借対照表日後5年を超えて契約が満了となる預託等取引契約に係る債務の総額を記載すること。

5 借入金等の明細

(1) 長期借入金等の明細

【表1】

(単位： 円、%)

区 分	相手先	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高 (うち1 年以内返 済又は償 還予定額)	平 均 利 率	返済期限 又は 償還期限
長期借入金					()		
社 債	—				()	—	
リース債務					()		
					()		
合 計					()		—

【表2】返済(償還)スケジュール

(単位： 円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金					
社 債					
リース債務					
合 計					

(記載上の注意)

【表1】について

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち長期借入金等について作成すること。
- 2 「区分」の欄には、長期借入金、社債、リース債務その他「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」に計上されている負債の科目について記載すること。ただし、「1 貸借対照表」において「その他」として計上されている負債については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 3 「相手先」の欄には、相手先（借入先及びリースの貸主等）ごとに記載すること。ただし、社債については当該記載を要しない。また、相手先が多い場合には、区分ごとに期末残高の多い順等で記載し、その期末残高に重要性がない相手先（借入先及びリース貸主等）は一括して「相手先」の欄に「その他」として記載することができる。
- 4 当期中に増減がない場合には、その旨を脚注して「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。
- 5 「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。
- 6 期末残高のうち、1年以内に返済（償還）が予定されているものがある場合には、「期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。
- 7 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を「1 貸借対照表」に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄への記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を脚注すること。
- 8 重要な長期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。
- 9 社債については、銘柄（例：「第〇回物上担保付第〇号社債」）、発行総額及び担保付社債又は無担保付社債の別を脚注すること。ただし、発行している社債が多数ある場合には、同一種類の社債ごとにまとめて記載することができる。また、金額の重要性が乏しい社債については「その他社債」として一括して記載することができる。
- 10 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第1項第3号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を脚注すること。

【表2】について

長期借入金、社債及びリース債務（1年以内返済又は償還予定額を除く。）について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還又は返済する予定総額並びに貸借対照表日後5年を超えて償還又は返済する予定総額を記載すること。

(2) 短期借入金の明細

(単位： 円、%)

借入先	期首残高	期末残高	当期増減額	平均利率
1年以内返済予定の長期借入金				
合計				

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、短期借入金について記載すること。
- 2 「借入先」の欄には、借入先が多い場合は、区分ごとに期末残高の多い順に記載し、その期末残高に重要性がない借入先は一括して記載することができる。
- 3 「当期増減額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。
- 4 重要な短期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。

6 関係会社等との取引の明細

(1) 関係会社等との取引の明細

(単位：円)

関係会社等の名称	預託等取引業者との関係	営業取引		営業取引以外の取引高
		売上高	仕入高	
合計				

(記載上の注意)

- 1 「I 業務の概況」の「3 関係会社等の概要」で記載した関係会社等との間に行われた取引について記載すること。
- 2 「預託等取引業者との関係」の欄には、親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。
- 3 役員又は主要株主等との間で取引が行われている場合には、当該役員又は主要株主等についても記載すること。
- 4 関係会社等（役員又は主要株主等を含む。）との間に取引が存在しない場合には「該当なし」と記載し、以下の「(2) 関係会社等に対する債権の明細」及び「(3) 関係会社等に対する債務の明細」の記載を省略することができる。

(2) 関係会社等に対する債権の明細

(単位： 円、%)

区 分	相手先	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	貸 倒 引当金	期 末 残 高	貸 付 利 率	発 生 時 期	回収予定 又は 返済期限
流 動 資 産	受取手形	()			△		—		
	売掛金	()			△		—		
	短期貸付金	()			△				
		()			△				
		()			△				
	計				△		—		
固 定 資 産	長期貸付金	()			△				
		()			△				
		()			△				
	計				△		—		
合 計				△		—	—	—	

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある債権のうち、関係会社等に対する債権について記載すること。
- 2 「区分」の欄には、受取手形、売掛金、短期貸付金、長期貸付金その他「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」に計上されている債権の科目について記載すること。ただし、「1 貸借対照表」において「その他」として計上されている債権については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 3 区分ごとに滞留債権並びに担保及び保証の有無を脚注すること。
- 4 「相手先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書（括弧書）として親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること（役員又は主要株主等との間で取引が行われ、債権が存在する場合においても記載すること。）。
- 5 「貸倒引当金」の欄には、金融商品に関する会計基準に基づいた債権区分（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に従い、当該区分に応じて算出された貸倒見積高を記載すること。
- 6 「貸付利率」の欄には、短期貸付金又は長期貸付金に複数の貸付先がある場合については、金銭消費貸借契約書に記載されている貸出利率を加重平均した利率をそれぞれ記載すること。
- 7 「発生時期」の欄には、発生時期が一番古い債権の発生時期（例〇〇年〇〇月）を記入すること。
- 8 「回収予定又は返済期限」の欄には、貸付金については金銭消費貸借契約書記載の返済期限を記載することとし、貸付金以外の債権については回収予定の時期（例〇〇年〇〇月）を記入すること。

(3) 関係会社等に対する債務の明細

① 長期借入金等の明細

【表1】

(単位：円、%)

区 分	相手先	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高 (うち1 年以内返 済又は償 還予定額)	平 均 利 率	返済期限 又は 償還期限
長期借入金	()				()		
社 債	()				()	—	
リース債務	()				()		
	()				()		
合 計					()		—

【表2】返済（償還）スケジュール

(単位：円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金					
社 債					
リース債務					
合 計					

(記載上の注意)

【表1】について

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、関係会社等からの長期借入金等について記載すること。
- 2 関係会社等からの長期借入金等がない場合には、「該当なし」と記載し、当該明細書の記載を省略することができる。
- 3 「区分」の欄には、長期借入金、社債、リース債務その他「Ⅱ 財産の状況」の「1 貸借対照表」に計上されている負債の科目について記載すること。ただし、「1 貸借対照表」において「その他」として計上されている負債については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 4 「相手先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書（括弧書）として親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること（役員又は主要株主等との間で取引が行われ、長期借入金等が存在する場合においても記載すること。）。
- 5 当期中に増減がない場合には、その旨を脚注して「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄について記載を省略した様式により作成することができる。
- 6 「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。
- 7 期末残高のうち、1年以内に返済（償還）が予定されているものがある場合には、「期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。
- 8 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を「1 貸借対照表」に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄への記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を脚注すること。
- 9 重要な長期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。
- 10 社債については、銘柄（例：「第〇回物上担保付第〇号社債」）、発行総額及び担保付社債又は無担保付社債の別を脚注すること。ただし、発行している社債が多数ある場合には、同一種類の社債ごとにまとめて記載することができる。また、金額の重要性が乏しい社債については「その他社債」として一括して記載することができる。
- 11 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第1項第3

号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を脚注すること。

【表 2】 について

- 1 関係会社等からの長期借入金、社債及びリース債務（1年以内返済又は償還予定額を除く。）について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還又は返済する予定総額並びに貸借対照表日後5年を超えて償還又は返済する予定総額を記載すること。
- 2 役員又は主要株主等との間で取引が行われ、債務が存在する場合においても記載すること。

② 短期借入金の明細

(単位： 円、%)

借入先	期首残高	期末残高	当期増減額	平均利率
()				
()				
1年以内返済予定 の長期借入金				
合計				

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、関係会社等からの短期借入金について記載すること。
- 2 「借入先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書(括弧書)として、親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること(役員又は主要株主等との間で取引が行われ、短期借入金が存在する場合においても記載すること)。
- 3 関係会社等からの短期借入金がない場合には、「該当なし」と記載し、当該明細書の記載を省略できる。
- 4 「当期増減額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。
- 5 重要な関係会社等からの短期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。

7 引当金の明細

(単位： 円)

区 分		期 首 残 高	当期増加額	当期減少額		期 末 残 高
				目的使用	そ の 他	
貸倒引当金	関係会社等					
	そ の 他					
	合 計					

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある引当金について記載すること。
- 2 「区分」の欄には、引当金の種類を記載すること。ただし、貸倒引当金については、上記のとおり関係会社等債権に係るものとその他の債権に係るものに分けて明示すること。
- 3 「当期増加額」と「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。
- 4 「当期減少額」の「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注すること。
- 5 退職給付引当金について、会社計算規則第116条に基づき「Ⅱ 財産の状況」の「4 個別注記表」の「個別注記表(1)(一般的な注記事項)」の「17 その他の注記」として退職給付に関する注記をした場合には、記載を省略することができる。

8 当事業年度に係る役員報酬等の総額の明細

(単位： 円、人)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役			
監査役（又は執行役）			
計			

(記載上の注意)

- 1 執行役兼務取締役がいる場合には、それぞれの立場で区分して掲記又は一つにまとめて記載し、摘要欄に内訳を明示すること。
- 2 会社法第 361 条第 1 項第 3 号の報酬等のうち預託等取引業者の募集株式、同項第 4 号の報酬等のうち預託等取引業者の募集新株予約権及び同項第 6 号の報酬等のうち金銭でないものについては、金銭的価値を考慮して報酬等の額に含めるか、又は「摘要」の欄に記載すること。
- 3 報酬等の額に取締役又は監査役（若しくは執行役）に報酬その他職務執行の対価として付与された新株予約権の価額を含んでいる場合にはその旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 4 取締役等の員数は、現に報酬等の支給の対象となつた者の員数を記載すること（無報酬の会社役員は含まれない。）。ただし、詳細については、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 121 条第 4 号から第 5 号の 3 までを参照のこと。
- 5 当事業年度に係る報酬等の額以外に、当事業年度に受け取る又は受け取る見込みの額が明らかになつた報酬等の額があれば、総額及び支給人数を「摘要」の欄に記載すること。
- 6 区分ごとに 1 人当たりの平均報酬等の額を算出し、脚注すること。ただし、常勤・非常勤の別及び社内・社外の別を明示して算出すること。